



暑さが日ごとに増してまいりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

## 国内動向

### ① ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVD)等に係る労働者の健康障害防止対策規制強化の方針打ち出し(厚生労働省)

厚生労働省は、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVD)、及び以下の有機溶剤10物質による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施した。その結果、これらの物質はばく露リスクが高く、多くの労働者が当該物質にばく露される危険にさらされている実態が明らかとなった。そのため、労働者のこれらの物質によるばく露防止等の健康障害防止対策を強化する目的で、これらの物質を労働安全衛生法施行令に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する等の改正を行うこととした。これにより、事業者は新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施が義務付けられる。また、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトは、譲渡し又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示が義務付けられる。

[有機溶剤10物質]

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)、テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/ria/26/>

### ② 新たな濃縮度試験による評価についての説明資料の公開(経済産業省)

経済産業省は、平成24年10月に行われたOECDテストガイドライン305の改正により新たに導入された濃縮度試験についての説明を掲載した。この改正により従来2濃度でおこなわれていた試験が1濃度になった。 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/qa/cscl\\_3.html#qa44](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/cscl_3.html#qa44)

## 海外動向

### ① Candidate Listに新たな4物質を追加(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAは新たに以下の4物質をREACH規則の認可候補物質リスト(Candidate List)に追加した。その結果、高懸念物質(SVHC)は合計155物質となった。

- ・Cadmium chloride (CAS:10108-64-2)
  - ・1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear (CAS:68515-50-4)
  - ・Sodium peroxometaborate (CAS:7632-04-4)
  - ・Sodium perborate; perboric acid, sodium salt (CAS:なし)
- それぞれの物質のSVHCの詳細は以下のサイトを参照。

[http://echa.europa.eu/view-article/-/journal\\_content/title/candidate-list-updated-with-four-new-svhcs](http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/candidate-list-updated-with-four-new-svhcs)

### ② REACH登録文書における非試験法の利用状況について資料を公表(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAは、REACH登録文書におけるread-acrossやQSAR等の非試験法及び*in vitro*試験の利用状況をまとめた資料を公表した。登録の際に必要なヒト健康影響に関するエンドポイントについて、Read-Acrossの利用や*in vitro*試験の実施が促進されていることなどについてまとめられている。

[http://echa.europa.eu/documents/10162/13639/alternatives\\_test\\_animals\\_2014\\_en.pdf](http://echa.europa.eu/documents/10162/13639/alternatives_test_animals_2014_en.pdf)



## 特集 ③⑤ : 消費者製品を対象とした化学品規制【カナダの化粧品規制】

2月号から連載として、消費者製品に含まれる化学品規制について特集しています。今月号はカナダの化粧品規制について紹介します。

カナダにおける化粧品規制は、基本法である食品医薬品法（Food and Drugs Act）と、同法に基づく化粧品規定（Cosmetics Regulations）で構成されています。化粧品の安全性を確保するため、カナダ保健省は、コスメティックプログラムを策定しており、このプログラムにより、カナダ保健省は化粧品への使用を禁止/制限している成分のリスト（Cosmetic Ingredient Hot List: 通称ホットリスト）を公表しています。

化粧品の販売に際してはコスメティック・プログラム関連規則に準拠したラベル表示が必要であるとともに、非食品消費財に適用される消費者向け包装ラベル表示法（Consumer Packaging and Labeling Act and Regulations）などの諸規定にも適合する必要があります。輸入業者は製品の販売開始の10日前までにCosmetic Notification Form（告知書）に必要事項を記入し、カナダ保健省へ提出しなければなりません。告知事項は、新規・更新届出の別、化粧品販売名、ラベル記載の生産者・カナダ内の販売者・連絡先の住所・氏名及び電話・FAX番号、化粧品の形状や性状、用途、組成などの項目があります。



### CERIのお勧め紹介②:

#### 「日化辞の化学構造式ダウンロード機能」

5月号よりCERI職員のお勧めの図書、ツール、情報を連載でお伝えします。

今回は日化辞Webにある化学構造式（MOL file）のダウンロード機能についてご紹介します。

日化辞Web のHPTopp簡易検索画面

（[http://nikkajiweb.jst.go.jp/nikkaji\\_web/pages/top.jsp](http://nikkajiweb.jst.go.jp/nikkaji_web/pages/top.jsp)）で、目的の物質のCAS番号又は名称を入力し、物質情報を表示画面させると、化学物質情報詳細の下にMOL fileのダウンロードボタンが表示されます。QSAR等の毒性予測ツールの利用やデータベース化の際に便利な機能です。（担当: 林）



### ～お知らせ～

#### NITE HPからCERI受託事業の報告書公開！

CERI受託事業の報告書「消費者製品含有化学物質のリスク評価及び労働現場における化学物質の管理に関わる法規制についての調査」がNITEのHPから公開されました。

本事業では、消費者製品含有化学物及び労働現場における化学物質管理について、国内外の法規制情報等を比較するという今までにない切り口から調査を行いました。

本報告書をベースにCERI職員によるオンサイトセミナーを開催することも可能です。

[http://www.safe.nite.go.jp/risk/pdf/h24-25\\_consumer\\_workplace\\_report.pdf](http://www.safe.nite.go.jp/risk/pdf/h24-25_consumer_workplace_report.pdf)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問合せください。

# CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6135（担当者: 宮地、窪田、石井（聡））